第2回 横浜市	
日 時	平成29年5月2日(火)10時00分~11時30分
開催場所	横浜市開港記念会館 2階9号室
出席者	出石稔会長、岸恵美子副会長、黒川哲志委員、佐藤麻子委員、田邊裕子委員、横塚靖子委員
欠 席 者	荒谷孝道委員
開催形態	公開(傍聴者0人)
議題	1 平成28年度取組実績について
	2 平成28年度の取組を踏まえた今後の方向性について
	3 「ごみ屋敷」推進体制と個別事案対策検討プロジェクトについて
	4 その他
嘉代課長	定刻になりましたので、「第2回横浜市建築物等における不良な生活環境の解消
	及び発生の防止に関する審議会」を開催いたします。本日の進行を務めます健康福
	祉局福祉保健課の嘉代です。よろしくお願いします。
	早速ですが、会議の開催にあたり、鯉渕健康福祉局長から一言御挨拶を申し上げ
	ます。
鯉渕局長	健康福祉局長の鯉渕でございます。
	本日は、大変お忙しい中、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び
	発生の防止に関する審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
	また、日頃から横浜市政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
	昨年12月1日のいわゆる「ごみ屋敷」対策条例の施行から、約半年が経過しま
	した。
	本市の取組の基本方針としている当事者に寄り添った支援により、後ほど詳しく
	御報告させていただきますが、28年度末までに、解消に繋がった事案が26件ございました。
	その一方で、解決が困難な案件については、個別プロジェクトを立ち上げ、市を 挙げて対応しています。
	昨年12月に第1回の審議会を開催した際は、法的な視点や、空家対策との狭間
	の問題、民生委員として、地域住民としての関わりなど、多角的な方面から忌憚の
	ない御意見をいただき、大変参考になりました。
	本日は、条例施行後、約半年間の本市の取組み状況の報告と、現在本市で最も深
	刻な事案への対応を主な議題として用意しています。今回も、引き続き、専門的見
	地や日頃の御経験から、御助言をたまりますようお願い申し上げ、私のあいさつと
	させていただきます。
	今日は資源循環局長も出席の予定でしたが、急遽、国に呼ばれましたため、所管
	が来ています。
	今日は、条例施行後半年間の本市の取組状況の報告や、現在、最も深刻な事案へ
	の対応を議題とします。引き続き助言ください。
嘉代課長	それでは、4月1日の異動で事務局側に変更があったので紹介します。佐藤健康

福祉局地域福祉保健部長でございます。

佐藤部長

佐藤です。よろしくお願いいたします。

嘉代課長

金沢資源循環局家庭系対策部長は、本日は所用により欠席です。

なお荒谷委員が本日ご欠席です。

それでは、本日の議題に移りたいと思います。ここからは、会長である出石委員 に議事進行をお願いしたいと思います。

出石会長

昨年度に引き続き、今年度もどうぞよろしくお願いします。

今日は委員7名中6名の出席です。要綱2条2項に基づき本審議会は成立しています。傍聴人についてはゼロです。

議題(3)は非公開案件ですが傍聴人はいませんので、議題のとおり進みたいと 思います。議題(1)の平成28年度取組実績について事務局から説明をお願いし ます。

嘉代課長

それでは、「資料1」各区の件数について報告します。

左端に平成28年6月末時点の件数が書いてあります。この件数については第1回の審議会でも報告しましたが、近隣に影響のある不良な生活環境は60件でした。この時点で条例は施行されておらず、これは苦情を受けるなどで、区職員が仕事の延長線上で確認できた件数です。

その後、平成 29 年 3 月末までに新たに「近隣に影響あり」と把握したのは 33 件で、28 年度に把握した近隣に影響のある不良な件数は最大で 93 件となりました。 12 月からは、条例の調査権に基づいて、不良な生活環境の確認をしています。

一方、平成28年度中に条例第6条第3項による排出支援や、区や関係機関、親族等が撤去し、近隣への影響が解消されたのは26件です。よって平成29年3月末時点の件数は67件です。区ごとの詳細は下に書いてあります。今後は年に2回件数を把握します。次回は9月末です。

次のページで、堆積者の年齢、性別、世帯や家屋状況をまとめています。条例が施行され、周知されたこともあり、全体の4分の1が平成28年度に把握されています。

続いて「資料2」の報告をします。平成28年度中、条例に基づく排出支援を行ったのは11件です。18区中7区で行われています。8件が一括の排出支援で終了し、3件が分割して排出支援をしており、3月末時点で支援を継続中です。排出支援が終了した8件は、近隣への影響が解消されています。

11 件の年齢、性別、世帯や家屋の状況です。40 代から80 代までの年齢層で支援が行われています。区役所や福祉保健センターなどが当事者に寄り添って排出支援につなげ、当事者の生活環境改善につながっています。職員が当事者の状況を共有した上で排出支援を行っており、当事者の不安をやわらげています。

排出支援後はサービス導入を図るなど、再発防止につなげやすくなっています。 堆積者の状況に合わせて数回に分けた排出支援も行っています。一気に片付けられない人の動機づけにつながっています。今後実績を重ねて、支援へのつながりやすさや有効な支援方法などの分析を重ねていきます。

服部課長

続いて、次第ウの「一般廃棄物支援の減免について」です。

「資料3」の1「減免決定件数」ですが、排出支援11件全て減免になっていま す。生活保護が7件、局長が必要と認めたものが4件です。4件の内訳は「疾病に より失業し、その後も就労できない生活困窮者」が1件、「身体機能の低下や認知 症などにより介護が必要になり、自ら費用を負担して廃棄できない人」が3件あり ました。

2 「搬入量および減免金額」ですが、11 件のトータルが 23,040 kgで約 23 トン です。減免金額は合計約30万円です。1件当たり平均約2トンの搬入で、減免金 額の平均が27,229円となっています。

1件当たりの平均が約2トンということですが、中には少ないものもあります。 条例前から生活支援の一環として、ごみを室内へためてしまった人に排出支援をす ることがありました。ごみの堆積量もそれほど多くなく、近隣への影響があまりな いケースもあります。一方で、本条例の対象になるのは、建物や近隣の生活環境が 損なわれているものです。この両者の境界があいまいになりがちで、「ごみ屋敷」 判定のときにしっかりと見定めていく必要があるだろうと感じています。説明は以 上です。

出石会長

それでは、質問等お願いします。

横塚委員

この搬出をするとき、地元の自治会や民生委員など近所の協力はどうでしょう か。役所の方だけでやっていたのですか。

服部課長

区役所が窓口になり、資源循環局が排出支援に行きます。区の福祉関係の職員と 合同で作業しています。認定されている対象案件であっても、自発的に地域で片付 けて解消されている案件も、26件中に含まれています。

横塚委員

一番大変なことを皆さんがしてくださるので、これからはやはり地元の皆も協力 して手伝うのがいいと思って聞いてみました。

岸副会長

「資料2」で、排出支援後の再発防止につなげやすくなっているとあります。高 齢者は介護保険や福祉サービスがありますが、今回は若い人もいます。どのように 再発防止につなげましたか。排出支援をして、本人の認識が「片付けよう」という ように変化したのでしょうか。

高齢者では、福祉サービスに直接つながったケースもあるかと思います。若い人 には、福祉サービスではないですが、ため込まないように区職員が相談に乗ったり します。

排出支援ではないですが、自らお金を使って片付けたケースで、排出した後もた め込みは続いています。ため込まないように、福祉サイドが一生懸命コンタクトを 取ってやっています。一旦片付けても繰り返す人には、繰り返さないような支援を しています。

岸副会長

とても素晴らしい成果だと思います。再発する人は、どうしてもため込みが続い てしまうので、それをどのぐらいコントロールできるかというところで、継続的な フォローアップをお願いします。

出石会長

「資料1」で、把握したものと解消されたものの差引きが、結果的に増えていま す。条例ができて顕在化してきたから出てきているのでしょうか。それとも、高齢 化が進む中でだんだん増えているのでしょうか。

嘉代課長

また各区の詳細に差があります。港南区はずっとゼロですが、一方で多い区があるのは何か理由があるのでしょうか。

11 件の排出支援があり、費用が減免されました。全て解消された 26 件に含まれるのですか。

「資料3」で、平均の搬入量が2トンでした。最大はどのぐらいですか。

嘉代課長

件数が増えたのは、条例の周知の成果もあると思います。市民からの通報等や、 あるいは、条例の調査権を使って中を調べたら、近隣に影響のある状態だったとい う案件もあり、件数が上がっていることが考えられます。

これは近隣に影響のあるものの件数です。各区で対策連絡会議を開いていますが、その対策会議にはそれなりに付議されているものはあり、港南区では近隣に影響はないということでゼロになっていると思います。

鈴木課長

26 件は解消した件数です。11 件中、1 回で排出支援が終了したのが8件でした。 残り3件は、本人がごみへの執着があり、一気に行うと本人への影響が大きいとい うことで、少しずつ片付けています。

服部課長

排出最大は約11トンです。

出石会長

11 トンはどのぐらいの量になるのでしょうか。

服部課長

例えば、県営住宅で2、3部屋が目いっぱい埋まっていれば、収集車の2トン車が3台分くらいです。その倍くらいは出ています。6部屋ぐらいです。

黒川委員

今、調査権限を行使してたくさん発見できたとありました。どの程度のレベルの 調査を行うのですか。立入調査したものもありましたか。

嘉代課長

調査権は、近所から苦情があったとき、どういった人が住んでいるかを調べたり、 ソーシャルワーカーが聞き取りに行ったりしています。

黒川委員

任意で、周りから調べたりする程度ですか。

嘉代課長

はい。

出石会長

引き続き協力して取組を進めてください。

嘉代課長

はい。では、議題(2)平成28年度の取組を踏まえた今後の方向性について「資料4」を説明します。今後の方向性は3点です。

まず一つ目は医療連携です。

横浜市では、排出支援後に円滑に福祉サービスにつなげ、他都市に比べて福祉的 支援が充実していると考えています。

一方、「ごみ屋敷」に至った背景にある疾患や精神病理への対応は不十分なところもあります。調査・協力を得られるような仕組みの充実に向けて検討する必要があります。

2つ目は区局間・関係機関連携です。

条例化によって組織的な対応が可能になり、「ごみ屋敷」発見から短期間で解消 したケースが出てきています。今後もより一層、関係機関との連携について検討を 進めていきます。

3つ目は地域支援の仕組みづくりです。

様々な人にごみの分別や排出に協力してもらえるような仕組や、ルールの周知・ 啓発も、ごみ屋敷発生予防において重要です。社協やケアプラ、民生委員等にも関 わってもらい、地域支援の仕組みの確立につなげ、広く市民に理解・協力してもら える周知・啓発の在り方を検討する必要があります。

出石会長

何か質問等はありますか。

岸副会長

「区局間・関係機関連携」について、条例化によって短期間に発見から解消に至ったということですが、もともと横浜市ではこういう支援がされていて、おそらく条例の条文で対応するのではなく、解消に至ったケースになろうかと思います。これは条例化による効果なのでしょうか、それとも組織的な対応ができたことによるものでしょうか。短期間に解決できる事例の特徴や傾向を教えてください。

嘉代課長

条例化の検討をする中で、横浜市として一体でやっていく気運ができた中での効果だと思っています。今までは「ごみ屋敷だ」と思っても、消防署からはつなげませんでした。今は消防署が区に情報提供し、解決に結び付く案件もあります。それは条例の成果だと考えています。

解消に至ったケースとしては、やはり高齢者で困っている人は比較的早いかと思っています。ただ、もう少し事例を積み重ねていかなくてはいけないかと思います。 ため込む人はけっこう長引いていると思います。

岸副会長

消防との連携ができたのは、条例制定の効果の一つと捉えていいですか。

嘉代課長

情報提供していくということではそうです。

岸副会長

条例に文言として書かれているからということですか。

鈴木課長

条文があるから、重い腰を上げたということです。

岸副会長

堆積者に対して条文を言ったということではないですか。

鈴木課長

そうではないです。一番大きいのは、ごみ屋敷対策が職員の業務となったことだ と思います。

岸副会長

それについては、やはり条例ができたということが大きいですね。

鈴木課長

そうですね。

服部課長

排出支援の条例が制定される前は、ワーカーや区の生活保護職員がつながって、「この人は困っているから手伝ってくれ」ということで、局に収集の依頼が来ていました。条例ができてからは、つながっていようがいまいが、区職員が業務として現場に行ってアプローチしています。自分だけで難しければ、ほかの課を巻き込んだりします。組織対応がうまく回って、最後の排出支援まで至っているのだろうと感じています。

岸副会長

先駆的な取組で 26 件解決しているので、事例を集めて結果を分析し、発信して もらえると、全国的にも非常にいいのではないかと思います。検討をお願いします。

田邊委員

「地域支援の仕組みづくり」において、これから「ごみ屋敷」や色々な問題の中に、親に障害があり片付けられなかったり、多くの問題を抱える家庭があって、子供たちがその中で暮らしている、ということがある。その後の対応という意味でも、地域だけではなく、区役所などとの連携が非常に重要です。それがそのまま、地域の民生委員や主任児童委員、ケアプラ等、色々なところがつながりながら、子供たちの支援をしていくことにつながっていくのかな、ということで。ごみというだけでなく、その他の問題にも広げることができると思います。

嘉代課長

ありがとうございます。

鯉渕局長

区がよく回転していると思います。今日は区にも参加していただいています。-般的な話でよいので、区の所感を聞きたいと思います。

区職員

条例ができて、やはり職員のごみの問題に対する意識が変わってきたことが一番 の違いだと思います。区の福祉や保健とのつながりがある人には、今までも日常的 に区職員が生活支援の一環としてごみの問題にも対応していました。しかし福祉や 保健を必要としていない人の場合、区での所管がなく、区からすれば、「地域から 何とかしてほしい」という要望に対して、対策をとる術がなかったのです。

条例ができてからは、区がチームをつくって、それぞれのセクションが連携して 一生懸命やっていこうというように変わってきています。

出石会長

やはり条例ができることによって、職員の意識というのが少しずつ変わっていっ たということですね。他にはいかがですか。

佐藤委員

消防局からの情報ということですが、10条から12条に「調査権」というのが書 かれています。10条では、「市長は調査をし、報告を求めることができる」とあり ます。11条で「調査の結果を提供することができる」としています。市長のほう から消防に情報提供や報告を求めることができると思いますが、消防局の人たちに は守秘義務があります。どうやって情報提供できるのでしょうか。

鈴木課長

我々の中でも色々とやり取りをしています。消防局は守秘義務をかなり重視して います。

本当は、区は解消に向けたアクションにも消防に深く絡んでもらいたいのです が、消防は「守秘義務があるからそこまでできない」とか、「法律でここまでしか 業務として定められていないからできない」といったところがあります。

消防局からの情報提供については、個人情報の目的外利用の扱いで、火災のリス クがある事案については、福祉保健課に情報提供する仕組みになっています。

出石会長

横浜市の個人情報保護条例で、「生命・身体・財産」に危険が及ぶ場合は提供で きますよね。

鈴木課長

ただ、「生命・身体・財産」に危険が及ぶ場合をどの程度でとらえるか解釈があ ります。消防は慎重な解釈をしています。よほどの場合にのみ、住所・氏名などの 必要最低限の情報を提供してもらうことになっています。

飯田係長

個人情報保護条例で「目的外の利用」の場合には、市民情報室に合議をした上で、 情報を提供する規定があります。今回「ごみ屋敷」条例で、目的外情報を定期的に 扱うことが想定される部署と、扱う情報とを局で整理しました。市民情報室とは事 前協議を済ませておいて、合議なしで提供できる手続を取っています。

出石会長

個人情報保護審議会への諮問をするのではないですか。

飯田係長

個人情報保護審議会での審議は済ませてあります。

出石会長

ただ、個人情報保護条例でそれはできますが、将来的な課題として、個人情報保 護条例の特別法的に、「ごみ屋敷」条例の中に情報提供について盛り込むものいい かもしれません。そこの検討をしてください。

佐藤委員

消防局も市長部局ですね。10条の「市長は」というところも、条文を工夫すれ ば、「調査・報告を求めることができる」にプラスして、「情報提供ができる」とい うのも入れてあってもよかったのかもしれません。

出石会長

今後の検討課題ですね。

区の意識改革が解決につながってきたという話がありました。条例ができたことにより、区役所への苦情がどのぐらい増えてきていますか。

区職員

区役所では統計的な数値は取っていません。ただ、問合せは増えてきていること を現場で実感しています。

佐々木係長

「参考」で付いている資料を御覧ください。67件のうち28年度に把握したものが27パーセントでした。その18件中8件が区の福祉保健課に苦情相談で上がってきたものです。28年度より前に区福祉保健課が把握したのは1件だったので、区福祉保健課が窓口になるものは増えています。

出石会長

それを受けた連携が必要となるということですね。

それでは議題(3)「ごみ屋敷」推進体制と個別事案対策検討プロジェクトに入ります。

【議題3は非公開】

出石会長

それでは、議題(4)その他について説明をお願いします。

嘉代課長

「資料7」に「今年度のスケジュール」を付けています。次回の審議会の開催は 11月頃を予定しています。必要があれば、それに応じて開催します。

また、「資料7」の中段あたりに「件数の把握」とあります。今年度の上半期分のごみ屋敷の件数を把握して、審議会に報告する予定です。

出石会長

区の職員向け研修はどのくらい実施するのですか。

嘉代課長

昨年も行っているので、今回異動してきた新しい職員に対して、研修を実施する 予定です。

出石会長

委員のみなさん、全体を通して質問等はありますか。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了します。

資 料

1 資料

【資料1】各区の件数について

特記事項

【資料2】平成28年度条例(第6条第3項)に基づく排出支援の実績について

【資料3】一般廃棄物処理手数料の減免について

【資料4】平成28年度の取組を踏まえた今後の方向性について

【資料5】いわゆる「ごみ屋敷」対策の推進体制について

【資料6】支援から措置への考え方

【資料7】今年度のスケジュール

2 特記事項

議題3は個人情報を含むため非公開です。